

秘密保持契約書

（目的）
第1条 本契約は、甲および乙の持つ情報を相手方に開示するにあたり、それぞれが有する秘密の保持に関し以下の通り合意し本契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲乙間で取引関係を開始または継続する、もしくはその検討への着手にあたり、甲または乙がそれぞれが保有する情報（以下「秘密」という）の開示または提供を目的とし、開示または提供の条件を定めることを目的とする。

（秘密情報）

第2条 本契約において秘密情報とは、甲または乙が本契約の有効期間中に相手方に提供または開示した情報であって、次の各号に定めるものをいう。

- ① 当事者の一方（以下「開示者」という）が、相手方（以下「被開示者」という）に対して、書面または口頭により、技術上または営業上に関する（以下「秘密情報」という）情報の開示または提供を目的とし、開示または提供の際に「CONFIDENTIAL」、秘密であることを明示された情報
- ② 開示者が、被開示者に対し、口頭もしくは視覚的に開示した情報であって、開示の際、開示者から秘密である旨を明示された情報
2. 前項の規定に拘わらず、次の各号に定める情報は、秘密情報から除外するものとする。
 - ① 開示者から開示を受ける前に、相手方（以下「被開示者」という）が既に知り得ていた情報
 - ② 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - ③ 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - ④ 被開示者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正しく知り得た情報
 - ⑤ 被開示者が、開示を受けた情報によらず独自に知り得た情報
 - ⑥ 監督官庁もしくは法律の要求により開示された情報

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。

2. 甲（以下「開示者」という）は、相手方から開示された秘密情報（以下「秘密情報」という）を、自己の業務または